

不当労働行為の審査取扱状況（令和５年）

第１表 取扱件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	3	2	1
新規申立て	7	1	6
計	10	3	7

第２表 申立事項別件数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
１号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	1	1
２号（団体交渉の拒否）	1	2	3
３号（支配介入）	—	—	—
４号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
１号と２号の複合したもの	—	2	2
１号と３号の複合したもの	—	1	1
２号と３号の複合したもの	2	1	3
１号と２号と３号の複合したもの	—	—	—
１号と３号と４号の複合したもの	—	—	—
１号と２号と３号と４号の複合したもの	—	—	—
計	3	7	10

（注） 「申立事項」欄の１号ないし４号は、労働組合法第７条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表 申立理由別件数

7 条号別	申 立 理 由		繰越し	新規申立て	計
1 号	正当な組合活動による不利益取扱い	解 雇	—	—	—
		賃金等の差別	—	1	1
		仕事上の差別	—	1	1
		配 転	—	—	—
		そ の 他	—	2	2
		小 計	—	4	4
2 号	団体交渉の拒否		3	5	8
3 号	支 配 介 入	組 合 誹 謗	—	—	—
		別 組 合 の 育 成	—	—	—
		協 定 不 履 行	—	1	1
		組合弱体化工作	2	2	4
		脱 退 強 要	—	—	—
		就 労 拒 否	—	—	—
		小 計	2	3	5
4 号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い		—	—	—
計			5	12	17

(注) 1 「申立理由」欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表 請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越し	新規申立て	計
原 職 復 帰 ・ バ ッ ク ペ イ	—	—	—
配 置 転 換 の 撤 回	1	—	1
不 利 益 取 扱 い の 撤 回	—	4	4
事 業 所 の 再 開	—	—	—
他 組 合 と の 差 別 禁 止	—	—	—
団 体 交 渉 の 応 諾	3	5	8
支 配 介 入 の 禁 止	1	1	2
謝 罪 文 の 掲 示 ・ 手 交	2	4	6

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表 月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰 越 し	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	3
新規申立て	1	—	—	—	—	—	—	4	—	1	1	—	7

第6表 地区別件数

地 区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰 越 し	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	3
新規申立て	3	3	1	—	—	—	—	—	—	—	7

第 7 表 業種別件数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越 し	—	—	—	—	—	1	—	—	1	1	3
新規申立て	—	1	—	—	—	2	2	2	—	—	7
計	—	1	—	—	—	3	2	2	1	1	10

第 8 表 企業規模別件数

企業規模	49 人 以下	50～ 99 人	100～ 199 人	200～ 299 人	300～ 499 人	500～ 999 人	1,000 人 以上	計
繰 越 し	—	—	—	—	—	3	—	3
新規申立て	2	3	1	1	—	—	—	7
計	2	3	1	1	—	3	—	10

第 9 表 終結区分別件数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越 し	1	—	—	—	1	1	—	—	1	2
新規申立て	—	—	—	—	—	1	—	—	1	1
計	1	—	—	—	1	2	—	—	2	3

第 10 表 終結事件係属日数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	539	—	539
和 解 ・ 取 下 げ	218	92	155
総 平 均	—	—	283